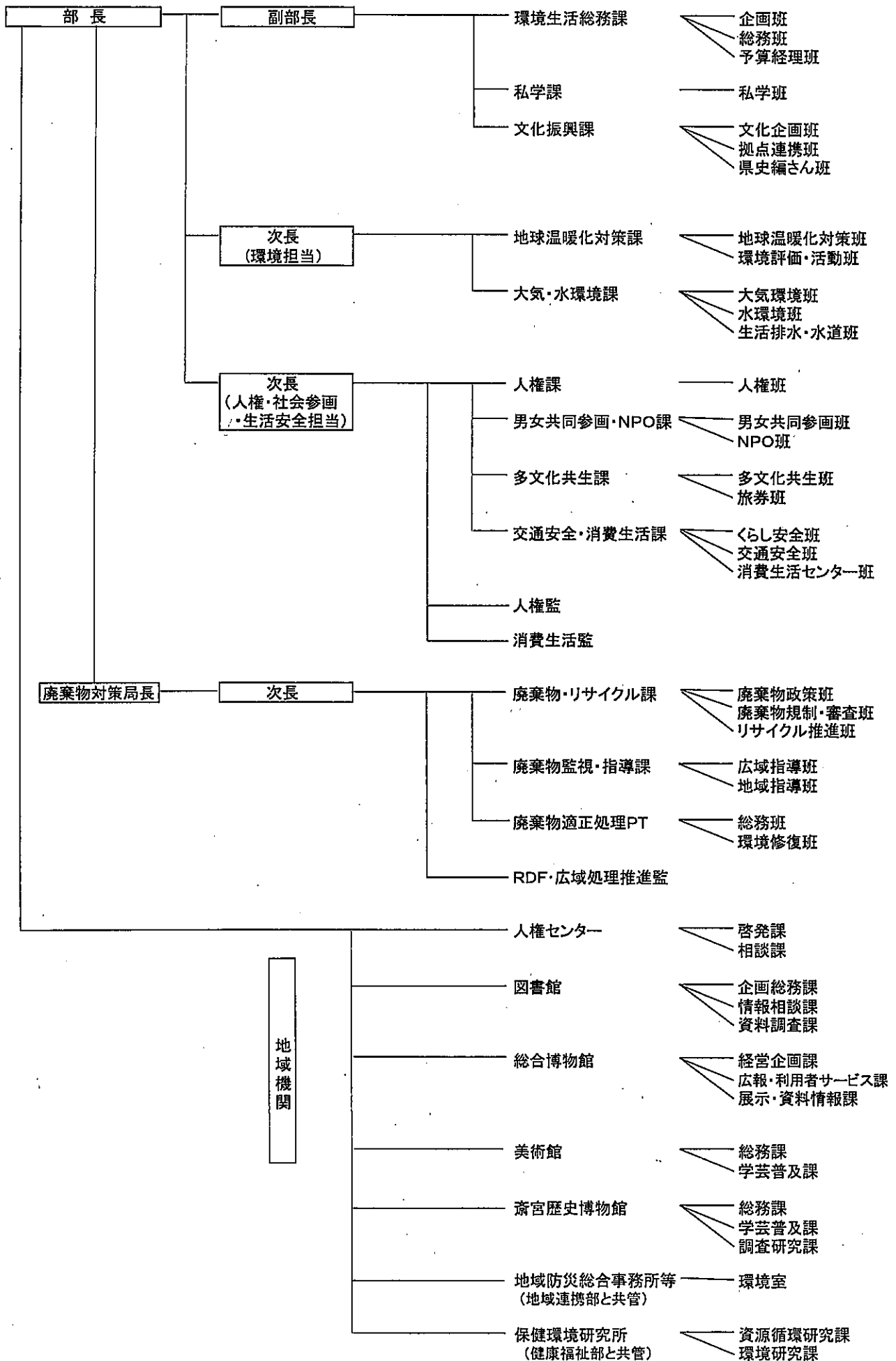


平成 26 年度
環境生活農林水産常任委員会 説明資料
(所管事項説明)

I	平成 26 年度 環境生活部の組織	1
II	平成 26 年度 当初予算 (環境生活部関係)	3
III	主要施策	
1	私学教育の振興について	7
2	文化・生涯学習の振興について	13
3	三重県総合博物館 (M i e Mu) の開館について	17
4	人権施策の総合的な推進について	21
5	男女共同参画社会の実現に向けた取組について	23
6	NPOの参画による地域社会づくりの推進について	27
7	多文化共生社会づくりの推進について	31
8	交通安全対策の推進について	35
9	安全で安心なまちづくりの推進について	39
10	消費生活の安全の確保について	41
11	地球温暖化対策について	45
12	大気・水環境の保全について	49
13	「ごみゼロ社会」の実現について	55
14	RDF焼却・発電事業について	61
15	災害廃棄物処理計画の策定について	73
16	産業廃棄物の監視・指導状況について	77
17	産業廃棄物の不適正処理事案の対応について	81
別冊 1	事務事業概要	
別冊 2	市町災害廃棄物処理対策マニュアル	

平成 26 年 5 月 22 日
環境生活部

I 平成26年度 環境生活部の組織



Ⅱ 平成26年度 当初予算(環境生活部関係)

■一般会計

(単位:千円)

施策番号	施策	H26年度当初予算額			H25年度当初予算額			差引増減額		対 比	
		当初	2月補正	14カ月予算	当初	2月補正	14カ月予算	当初	14カ月予算	当初	14カ月予算
132	交通安全のまちづくり	113,928		113,928	96,155		96,155	17,773	17,773	118.5 %	118.5 %
133	消費生活の安全の確保	149,311	23,442	172,753	86,284	32,012	118,296	63,027	54,457	173.0 %	146.0 %
151	地球温暖化対策の推進	377,999		377,999	350,502		350,502	27,497	27,497	107.8 %	107.8 %
152	廃棄物総合対策の推進	3,052,438		3,052,438	2,144,818		2,144,818	907,620	907,620	142.3 %	142.3 %
154	大気・水環境の保全	623,706		623,706	599,056		599,056	24,650	24,650	104.1 %	104.1 %
211	人権が尊重される社会づくり	540,707		540,707	529,237		529,237	11,470	11,470	102.2 %	102.2 %
212	男女共同参画の社会づくり	12,578	1,588	14,166	12,688		12,688	▲ 110	1,478	99.1 %	111.6 %
213	多文化共生社会づくり	102,335		102,335	153,798		153,798	▲ 51,463	▲ 51,463	66.5 %	66.5 %
214	NPOの参画による「協創」の社会づくり	68,803		68,803	104,393		104,393	▲ 35,590	▲ 35,590	65.9 %	65.9 %
261	文化の振興	1,324,447		1,324,447	1,758,224		1,758,224	▲ 433,777	▲ 433,777	75.3 %	75.3 %
262	生涯学習の振興	913,525		913,525	2,114,185		2,114,185	▲ 1,200,660	▲ 1,200,660	43.2 %	43.2 %
当部主担当施策 計		7,279,777	25,030	7,304,807	7,949,340	32,012	7,981,352	▲ 669,563	▲ 676,545	91.6 %	91.5 %
131	犯罪に強いまちづくり	1,654		1,654	2,061		2,061	▲ 407	▲ 407	80.3 %	80.3 %
134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	578		578	578		578	0	0	100.0 %	100.0 %
153	自然環境の保全と活用	1,944		1,944	2,179		2,179	▲ 235	▲ 235	89.2 %	89.2 %
※ 221	学力の向上	7,121,932		7,121,932	8,999,968		8,999,968	▲ 1,878,036	▲ 1,878,036	79.1 %	79.1 %
343	国際戦略の推進	81,136		81,136	81,405		81,405	▲ 269	▲ 269	99.7 %	99.7 %
354	水資源の確保と土地の計画的な利用	1,261,647		1,261,647	1,353,718		1,353,718	▲ 92,071	▲ 92,071	93.2 %	93.2 %
他部主担当施策 計		8,468,891	0	8,468,891	10,439,909	0	10,439,909	▲ 1,971,018	▲ 1,971,018	81.1 %	81.1 %
人件費等		2,655,519		2,655,519	2,702,536		2,702,536	▲ 47,017	▲ 47,017	98.3 %	98.3 %
合 計		18,404,187	25,030	18,429,217	21,091,785	32,012	21,123,797	▲ 2,687,598	▲ 2,694,580	87.3 %	87.2 %

※平成26年度から、私立幼稚園に関する事業は、健康福祉部子ども・家庭局で所管するため、平成26年度当初予算額欄は当該関係事業(20億9,706万6千円)を除いて表示。詳細については別表を参照。

(別表)

私立幼稚園に関する事務の移管に伴う平成26年度当初予算移管額

【款】教育費

(単位：千円)

細事業名	予算額(移管額)
私立幼稚園振興補助金	1,930,317
私立幼稚園心身障がい児助成事業補助金	58,800
私立幼稚園緊急環境整備事業費補助金	7,000
私立高等学校等教育改革推進特別補助金	53,135
私立学校研修等事業費補助金	500
私立学校被災児童生徒等授業料等減免補助金	268
私立学校校舎等耐震化整備費補助金	46,986
私立学校振興等事務費	60
計	2,097,066

※平成25年度当初予算書における細事業名で表示。

(参考) 政策体系一覧

みえ県民カビジョン 行動計画

※ 網掛け:環境生活部の所管施策

政 策	施 策
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	
1 危機管理	111 防災・減災対策の推進
	112 治山・治水・海岸保全の推進
	113 食の安全・安心の確保
	114 感染症の予防と体制の整備
2 命を守る	121 医師確保と医療体制の整備
	122 がん対策の推進
	123 こころと身体 の健康対策の推進
3 暮らしを守る	131 犯罪に強いまちづくり
	132 交通安全のまちづくり
	133 消費生活の安全の確保
	134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保
4 共生の福祉社会	141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実
	142 障がい者の自立と共生
	143 支え合いの福祉社会づくり
5 環境を守る持続可能な社会	151 地球温暖化対策の推進
	152 廃棄物総合対策の推進
	153 自然環境の保全と活用
	154 大気・水環境の保全

政 策	施 策
II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり
	212 男女共同参画の社会づくり
	213 多文化共生社会づくり
	214 NPOの参画による「協創」の社会づくり
2 教育の充実	221 学力の向上 ※基本事業22105 私学教育の振興
	222 地域に開かれた学校づくり
	223 特別支援教育の充実
	224 学校における防災教育・防災対策の推進
3 子どもの育ちと子育て	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり
	232 子育て支援策の推進
	233 児童虐待の防止と社会的養護の推進
4 スポーツの推進	241 学校スポーツと地域スポーツの推進
	242 競技スポーツの推進
5 地域との連携	251 南部地域の活性化
	252 東紀州地域の活性化
	253 「美し国おこし・三重」の新たな推進
	254 農山漁村の振興
	255 市町との連携による地域活性化
6 文化と学び	261 文化の振興
	262 生涯学習の振興

政 策	施 策
Ⅲ 「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	
1 農林水産業	311 農林水産業のイノベーションの促進
	312 農業の振興
	313 林業の振興と森林づくり
	314 水産業の振興
2 強じんて多様な産業	321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進
	322 ものづくり三重の推進
	323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興
	324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興
	325 新しいエネルギー社会の構築
3 雇用の確保	331 雇用への支援と職業能力開発
	332 働き続けることができる環境づくり
4 世界に開かれた三重	341 三重県営業本部の展開
	342 観光産業の振興
	343 国際戦略の推進
5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進
	352 公共交通網の整備
	353 快適な住まいまちづくり
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用

施策の推進を支えるために	
行政運営	1 「みえ県民力ビジョン」の推進
	2 行財政改革の推進による県行政の自立運営
	3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営
	4 適正な会計事務の確保
	5 市町との連携の強化
	6 広聴広報の充実
	7 IT利活用の推進
	8 公共事業推進の支援

Ⅲ 主要施策

1 私学教育の振興について

私学課

1 現状

私立学校は、多様な建学の精神に基づき、独自の教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、本県の初等・中等教育において大変重要な役割を果たしています。

このため、県では私立学校の教育環境の充実や保護者の経済的負担の軽減を図るため各種助成を行っています。

なお、平成26年度から幼稚園関係業務は健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課に移管しています。

2 課題

(1) 私学助成

長期的な児童生徒等の減少期にある私立学校の経営環境は大変厳しい状況となっており、引き続き、私立学校への支援を行っていく必要があります。

(私立高校〔全日制〕生徒数：平成14年度12,052人 → 平成25年度10,644人、過去10年間で1,408人の減少 [▲11.7%])

また、私立学校に修学する児童生徒等の保護者に対する経済的負担の軽減が求められています。

(2) 耐震化

私立学校のうち、高等学校、特別支援学校、幼稚園においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れている状況にあるため、引き続き、学校設置者による耐震化を促していく必要があります。しかし、耐震化には多大な財政負担を伴うことなどから、一部法人において整備が遅れている状況です。(平成25年4月1日現在、公立学校98.2%に対し、私立学校は90.1%と、▲8.1ポイントの格差)

3 今後の取組方向

(1) 私学助成

県内各私立学校の経常経費に対する補助金をはじめとして、各学校設置者に対して引き続き助成を行っていきます。

また、昨年度の国の就学支援金制度の変更を踏まえ見直しを行った授業料減免補助金、入学金補助金及び新規の奨学給付金の各種県単助成制度と就学支援金制度により保護者負担の軽減を図っていきます。

(2) 耐震化

私立学校の校舎等の耐震化は緊急の課題であるため、24年度から27年度までの4年間の選択・集中プログラム期間中に集中的に支援を行うこととし、「私立学校校舎等耐震化整備費補助金」により、私立学校の耐震化に向けた取組を促していきます。

また、建物の構造体以外の天井材や照明器具など非構造部材の耐震対策については、各学校の現状及び整備計画を把握したうえで、効果的な対策の検討を行っていきます。

【参考1】平成26年度私学関係当初予算〔事業費ベース〕

細事業名	予算額(千円)	対前年度比(%)
私立高等学校等振興補助金	4,762,421	100.6
私立特別支援学校振興補助金	164,797	110.5
私立専修学校振興補助金	46,248	114.0
私立外国人学校振興補助金	12,000	100.0
※私立学校校舎等耐震化整備費補助金	22,691	40.1
私立高等学校等就学支援金交付事業費	1,948,297	102.4
私立高等学校等教育費負担軽減事業費	122,659	141.0
※その他私学関連予算	42,819	2.1
※合計	7,121,932	79.1

※対前年度比はH25の幼稚園関係予算を含めて算出

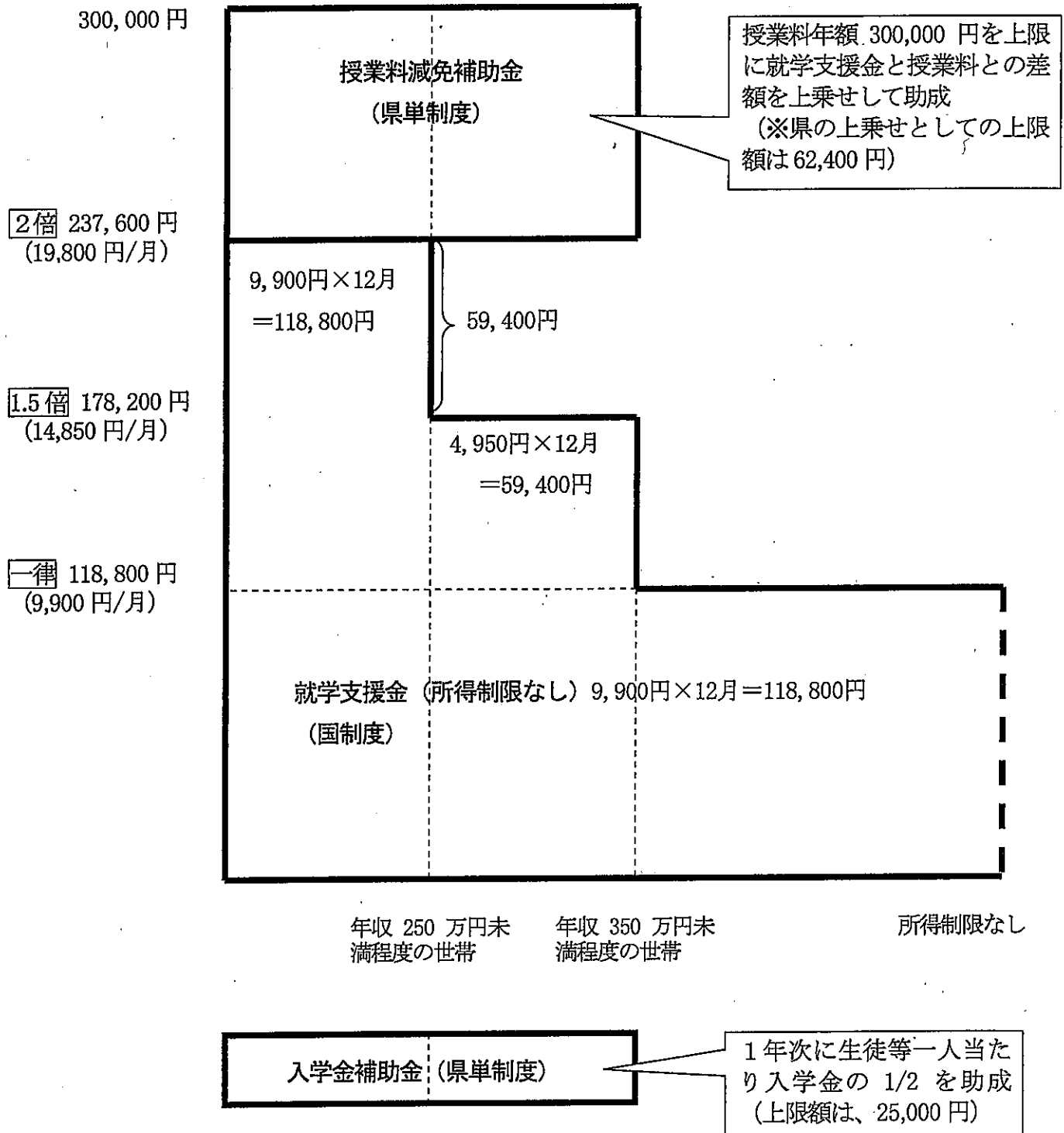
【参考2】経常経費補助金生徒一人当たり補助単価の比較

(単位：円)

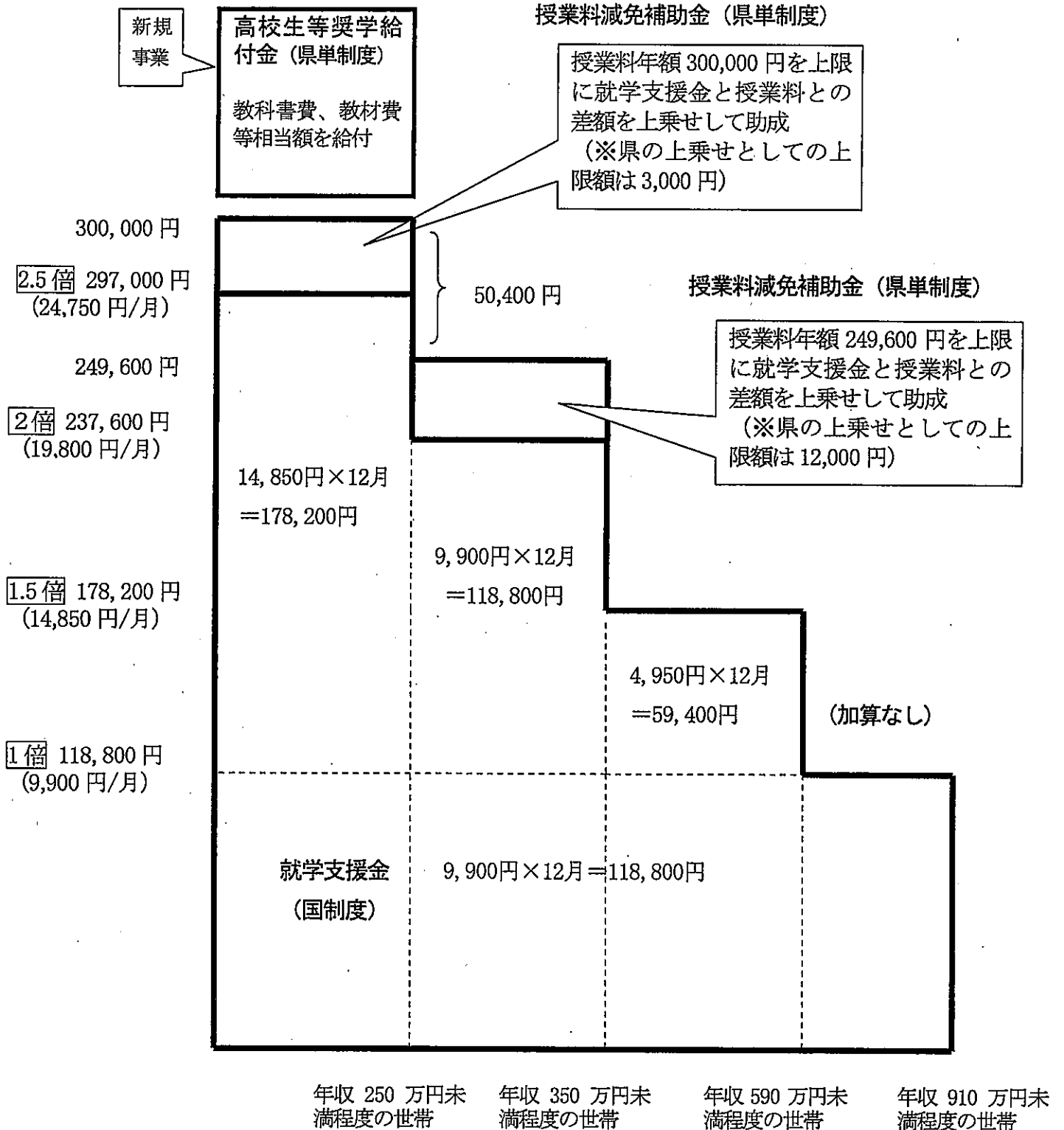
	学校数	H25	H26	対前年度比
高校(全日制)	13	316,421	317,249	100.3%
高校(狭域通信制)	2	66,162	67,030	101.3%
中学校	10	305,856	309,581	101.2%
小学校	2	304,243	307,957	101.2%
特別支援学校	1	(高等部) 1,575,900	(高等部) 1,618,780	(高等部) 102.7%
		(小中学部) 1,564,400	(小中学部) 1,606,950	(小中学部) 102.7%

【参考3】三重県の私立高等学校等における教育費負担軽減制度

①平成25年度から引き続き私立高等学校等に修学する生徒等



②平成26年4月以降に私立高等学校等に入学する生徒等



入学金補助金 (県単制度)

1年次に生徒等一人当たり入学金の 1/2 を助成 (上限額は、25,000 円)

【参考4】私立学校施設の耐震化率の状況（平成25年4月1日現在）

（単位：％）

	私立学校	公立学校	差
幼稚園	94.1	99.4	▲5.3
小学校	100.0	97.5	2.5
中学校	100.0		
高等学校	87.8	99.3	▲11.5
特別支援学校	0.0	100.0	▲100.0
合計	90.1	98.2	▲8.1

※なお、平成26年度から幼稚園関係業務は健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課に移管しました。

2 文化・生涯学習の振興について

文化振興課

1 現状

県立の図書館、博物館、美術館、文化会館等の「文化と知的探求の拠点」を活用することなどにより、魅力ある学びの場や文化・芸術にふれる機会の充実を図り、県民の皆さんが生涯にわたって学び続けられる社会づくりを進めています。

(1) 文化芸術活動の振興

県民の皆さんが多様な文化芸術にふれ親しみ、また優れた成果を発表する場を提供するため、各分野の文化団体と連携して、県展、県民文化祭、みえ音楽コンクールを「みえ文化芸術祭」として同時期に一体的に開催することにより、事業の相乗効果を図るとともに、文化団体の活動への助成や文化に関する顕彰などを実施しています。

また、県内の文化に関する情報の収集・発信やまちかど博物館の自主的・自立的な活動への支援等を行っています。

さらに、地域の歴史的・文化的資産に関する情報収集・整理を行い、県の歴史・文化を集大成する「三重県史」の編さんを進めるとともに、歴史的公文書の選別、保存を行い、閲覧等の利用に供しています。

(2) 「文化と知的探求の拠点」機能の充実と連携

生涯学習については、文化振興の基礎となることから、文化振興と一体的にとらえ、総合的な文化施策として展開していくことが効果的であるため、以下のとおり、各施設について「文化と知的探求の拠点」としての機能を充実し、拠点間連携及びさまざまな主体との連携による機能強化の取組を進めています。

① 三重県立図書館

「全県域・全関心層へのサービス」と「先進的なサービス」という県民への「2つの約束」を掲げ、県の中央図書館として、三重県のすべての地域と三重県に関心がある方々を意識し、提供する資料や情報に新たな価値を付加することとして、課題解決支援、三重県関係資料の充実、県内図書館との連携等の活動を通じて、三重県全体の図書館サービスの向上をめざしています。

② 三重県総合博物館

三重の自然と歴史・文化に関する資産の保全・継承、学びと交流を通じた人づくりへの貢献、地域への誇りと愛着の醸成や地域づくりへの貢献を使命とする三重県総合博物館（愛称：MieMu（みえむ））が、4月19日に三重県総合文化センターの隣接地に開館しました。三重が持つ「多様性の力」をテーマに、ともに考え、活動し、成長する博物館をめざして、県民・利用者の皆さんとの協創、多様な主体との連携の視点で、調査研究活動、収集保存活動、活用発信活動に取り組みます。

③ 三重県立美術館

県内や国内外の著名作家の展覧会や作品の収集、三重県ゆかりの美術資料の研究を行うとともに、美術館活動のPRや美術セミナーの開催、学校教育と連携した教育普及活動を行っています。

④ 三重県文化会館、三重県生涯学習センター

三重県文化会館では、県の文化発信拠点として芸術性の高い公演や伝統芸能の紹介など県民ニーズに応えた公演のほか、人材育成や他府県施設との連携による公演の企画、三重大学との協定に基づく講演会等の共同開催や講師の派遣など幅広い取組を行っています。

三重県生涯学習センターでは、高等教育機関や市町と連携した「アカデミックセミナー」「まなびいすとセミナー」を実施するなど、多様化・高度化する県民ニーズに応えた学習機会の提供に努めています。

⑤ 齋宮歴史博物館と国史跡齋宮跡の保存、活用

継続的かつ計画的な発掘調査を行うとともに、齋宮歴史博物館において、その成果を生かした企画展示や平安時代の文化を体験できる参加型事業を行うなど、齋宮跡の保存と普及・活用に取り組んでいます。

また、国史跡齋宮跡東部整備については、平安時代の齋宮が体感できるよう、平成27年7月の完成をめざして、3棟の復元建物の建築工事を進めています。

2 課題

(1) 「新しいみえの文化振興方針（仮称）」の策定

本県の文化行政を取り巻く環境の変化等をふまえ、より良い文化情報やサービスなどを継続して効率的・効果的に県民の皆さんに提供し、ふるさと三重に対する誇りや愛着を一層感じられるようにするため、文化振興に係る新たな方針を策定する必要があります。

(2) 文化交流ゾーンを構成する施設の運営手法のあり方等の検討

文化交流ゾーンを構成する各県立文化施設がそれぞれの独自性を生かしながら、集積の利点を生かして、お互いの連携を強化することにより、一層魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となるようその運営手法のあり方等を検討する必要があります。

(3) 文化にふれ親しむ機会の充実

県民一人ひとりが自ら文化芸術にふれ、学び、成果を高めあう機会や、互いに交流し、活動の裾野を広げる機会をさらに充実させることが必要です。

(4) 地域の絆を強めるための環境づくり

地域の中で発展してきた歴史的・文化的資産等を活用し、県民一人ひとりが地域に対する愛着や誇りを育み、地域の絆を強めていく環境づくりが求められています。

3 今後の取組方向

(1) 「新しいみえの文化振興方針（仮称）」の策定

文化審議会の調査審議をふまえて、「新しいみえの文化振興方針（仮称）」の中間案を取りまとめたところです。今後は4月に実施したパブリックコメントや市町等への意見照会の結果もふまえ、10年先を見据えた新たな文化振興方針を策定します。

(2) 文化交流ゾーンを構成する施設の運営手法のあり方等の検討

文化交流ゾーンを構成する施設の運営手法については、三重県総合文化センター（県立図書館は除く）には引き続き指定管理者制度を導入し、三重県総合博物館及び県立美術館は地方独立行政法人化することを念頭に引き続き検討を進めることとします。なお、県立図書館については、県直営とする場合と三重県総合文化センターとともに指定管理の対象とする場合の2つのパターンが考えられます。

また、世界遺産登録10周年を迎える「熊野古道」をテーマに文化交流ゾーンを構成する施設等が展覧会やセミナーなど、さまざまな取組を行い、三重の持つ多様な文化の魅力を県内外に発信します。

(3) 文化にふれ親しむ機会の充実

県民の皆さんが多様な文化芸術にふれ親しむ機会を提供するため、各種の公演、講座、企画展など、各拠点が特色を生かした魅力ある事業を継続して展開します。

また、地域における文化団体の活動を支援するとともに、県民が成果を発表する機会を提供します。

(4) 地域の絆を強めるための環境づくり

地域のさまざまな主体が行う地域の資産を生かした取組に対する支援や情報の収集・発信を行うとともに、国史跡齋宮跡をはじめとする歴史的・文化的資産の調査や保存、活用等を進めます。

3 三重県総合博物館（Mi eMu）の開館について

文化振興課

1 施設の概要

三重の自然と歴史・文化に関する約 42 万点の資料を収蔵する総合博物館として、平成 26 年 4 月 19 日に、津市一身田上津部田地内（三重県総合文化センター隣）に開館。

(1) 建築概要

①構造規模：鉄筋鉄骨コンクリート造（一部を除く） 3階建て

②敷地面積：37,793 m²

③延床面積：10,779 m²（外部通路等を除く）

④主な施設構成

- ・交流創造エリア：学習交流スペース、こども体験展示室、資料閲覧室 等
- ・展示エリア：基本展示室、企画展示室、交流展示室
- ・ミュージアムフィールド：交流の広場、野外学習スペース、里山

(2) 使命・テーマ・活動理念

- <使命> ・三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代に生かす
・学びと交流を通じて人づくりに貢献する
・地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する

<テーマ> 三重が持つ「多様性の力」

<活動理念> ともに考え、活動し、成長する博物館

2 5月11日（日）までの展示観覧者数

展示観覧者数 69,978人（H26.4.19～5.11）（平成26年度目標 22万人）

3 今後の企画展示等の取組

開館記念企画展や各種団体・企業との交流展のほか、学習交流プログラムや地域との連携によるアウトリーチ活動など、より多くの県民の皆さんの来館につながるような魅力的な活動を展開します。

(1) 開館記念企画展

〔第1弾〕「Mi eMu発進！」（4/19～5/18）

博物館が収蔵する三重の豊かな自然や文化を物語る資料や次世代が過去や未来を考えるうえで役立つ資料を、博物館の活動やめざす姿とともに紹介。

〔第2弾〕「『日本の心』 第六十二回神宮式年遷宮写真展」（5/24～6/22）

三重県出身の写真家南川三治郎（みなみかわさんじろう 1945年-）氏が撮影した第六十二回式年遷宮の写真展。写真を伊勢和紙に印刷して展示。

〔第3弾〕「でかいぞ ミエゾウ！ ～化石が語る巨大ゾウの世界～」（7/29～9/28）

約350万年前のミエゾウや当時の様々な化石、その後のミエゾウが進化して小型化したアケボノゾウや当時の気候激変の証拠となる化石を一堂に展示。

〔第4弾〕「祈りと癒しの地 熊野」(10/11～11/24)

紀伊山地の霊場と参詣道世界遺産登録10周年を記念して、三重県内に残る文化財等を中心に熊野の歴史と文化を紹介。

〔第5弾〕「ふたりのウェディング事情」(H27/ 1/10～3/8)

いまどきの結婚式の事情や、あまり知られていない三重県の結婚式の風習を紹介。関連行事として、博物館で1組限定の結婚式を実施。

〔第6弾〕「親鸞 ～高田本山専修寺の至宝～」(H27/ 3/21～5/10)

17年に一度、津市の真宗高田派専修寺で行われる一光三尊仏の御開扉行事にちなんで、専修寺に伝わる浄土真宗の開祖親鸞にまつわる数々の宝物を紹介。

(2) 交流展示

①三重県博物館協会加盟館園との交流展示

「我が館はここから始まった 三重県博物館協会40周年記念展」(6/28～7/13)

三重県博物館協会加盟の52機関61施設が集まり、各館の成立に関わる「わが館はここから始まった」という一品を展示。また、各館の特徴ある学芸員の仕事を紹介。

②企業との交流展示

「四日市でカツオと野鳥をはぐくむ工場～たんけん味の素東海事業所～」(10/4～11/24)

味の素株式会社東海事業所内(四日市市)にあるバードサンクチュアリの取組などをテーマとした展示を実施。

③まちかど博物館との交流展示

「三重のまちかど博物館」(12/2～12/23)

県内にある約500館のまちかど博物館の資料等を一堂に会して展示、公開。

4 三重県総合博物館の整備にあたっての「7項目」

三重県総合博物館協議会等のご意見もふまえながら、引き続き、取り組んでいきます。詳細は別紙のとおりです。

三重県総合博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況について

項目	取組状況
①総事業費を含めた支出の節減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年6月の常任委員会において「収支計画」をお示し、その実現に向け、26年度当初予算を編成しました。歳出予算額411,125千円(※)に対して県費は327,625千円(歳出予算額の8割弱)を計上しました。※開館初年度の特殊要因(企画展の質・量の充実、消費税増税の影響等)を除く。 多様な収入の確保に向けて企業等への寄附・協賛依頼を実施し、平成26年4月末現在、寄附79件(60,560千円)、パートナーシップ会員128件(11,950千円)の申込がありました。開館後も引き続き、登録済企業とのフォローと参加企業の新規拡大に取り組めます。
②入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること	<ul style="list-style-type: none"> これまでに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などの記者や企画担当者を対象に説明会や発表会を実施してきたほか、東京・大阪・名古屋で開催された「三重県観光情報発表会」にも毎回参加するなど、観光・出版・マスコミ業界等とのネットワークづくりを進めてきました。すでに、多くの媒体で取り上げられるなど、成果も出てきています。 開館後の効果的な広報についても、新たに、広報・利用者サービス課を設け、継続的に実施していきます。
③外部有識者による委員会を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくための仕組みを早期に導入すること	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年10月に「経営向上懇話会」を立ち上げ(開館までに12回開催)、いただいた意見について、活動と運営のしぐみに反映してきました。 開館後は、三重県総合博物館協議会において、経営面に係るご意見もいただくことにしています。
④多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること	<ul style="list-style-type: none"> 寄附・協賛など資金的な協力だけでなく、展示やイベントでの協働、広報や誘客での連携など、さまざまな観点からの連携実現に向けて、企業訪問やイベントへの出展などの際に参加の呼びかけを実施してきました。 ※企業との連携展の実施 平成26年10～11月に、味の素株式会社東海事業所との連携による企画展示「四日市でカツオと野鳥をはぐくむ工場」を実施
⑤現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法その他の法令に基づく都市計画の変更等について、関係機関・部局との協議を継続しています。
⑥自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること	<ul style="list-style-type: none"> 当初計画で20kwとしていた太陽光パネルについて、展示室屋根上部に100kw分を追加するとともに、総合博物館と総合文化センター立体駐車場を結ぶ連絡ブリッジの屋根上部にも2.5kw分を設置しました。
⑦金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしぐみをつくること	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会への影響・効果を表すための項目を洗い出して評価指標として設定し、評価と改善のためのしぐみを整備しました。 開館後、試行しながら評価システムとして確立させていきます。

4 人権施策の総合的な推進について

人権課

1 現状

(1) 人権施策の総合的な推進

差別のない人権が尊重される社会の実現を目的として平成9年に制定された「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、総合的に人権施策を推進するため「三重県人権施策基本方針」を策定（平成18年3月に改定）し、施策の体系を整備するとともにその取組の方向性を定めています。

現在は、同方針の推進計画である「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（平成23年3月策定）」により、全庁的に人権施策を推進するとともに、さまざまな主体との協働・連携により取組を進めています。

(2) 三重県人権センターの取組

県人権センターは、平成8年11月に、本県の人権啓発を推進する拠点施設としてオープンし、常設展示室・図書室・多目的ホール等の施設を活用した啓発とともに、人権メッセージ、ポスターの募集といった県民参加型の啓発やスポーツ組織と連携した啓発イベントの開催等、多様な人権啓発事業を展開しています。

また、センター内に人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象とした資質向上を図るための研修会を開催し、人材育成に取り組んでいます。

さらに、市町が設置している隣保館における相談事業や啓発、広報活動、地域交流等の取組に対して、財政的な支援を行っています。

2 課題

(1) 人権意識の高揚に向けた人権啓発の推進

県民の人権意識は高まりつつありますが、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。また、社会環境の変化に伴い、児童や高齢者への虐待や、インターネット上の人権侵害等、新たな課題も発生しています。

このため、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、主体的に取り組んでいけるよう、国や市町をはじめとするさまざまな主体と連携・協働しながら、人権啓発の取組を一層推進していく必要があります。

(2) 多様化・複雑化する人権相談への対応

県人権センターへ寄せられる人権相談件数は依然として多く、内容は多様化・複雑化しています。このことから、県内の相談機関相互をつないでいく体制づくりや各相談機関への人材育成支援が必要です。

3 今後の取組方向

(1) 人権施策の進捗管理等

「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく取組状況等を年次報告にまとめ、「三重県人権施策審議会」に報告するとともに、県ホームページで公表し、得られた意見等を、次年度の取組に生かしていきます。

(2) 人権が尊重されるまちづくりの推進

住民組織、NPO・団体、企業など、地域のさまざまな主体が、人権の視点をベースにしてまちづくりを進めていけるよう、研修講師やアドバイザーの派遣等、地域の自主的な取組を支援します。

(3) 人権啓発の推進

県人権センターを拠点として、人権メッセージ、ポスターの募集といった県民参加型の啓発やスポーツ組織と連携した啓発イベントの実施に加え、県民人権講座や商業施設等で啓発活動を行う移動人権啓発事業など、人権意識の高揚を図るための多様な機会の提供、効果的な啓発手法の工夫に努めます。

(4) 人権相談体制の充実と人権侵害への対応

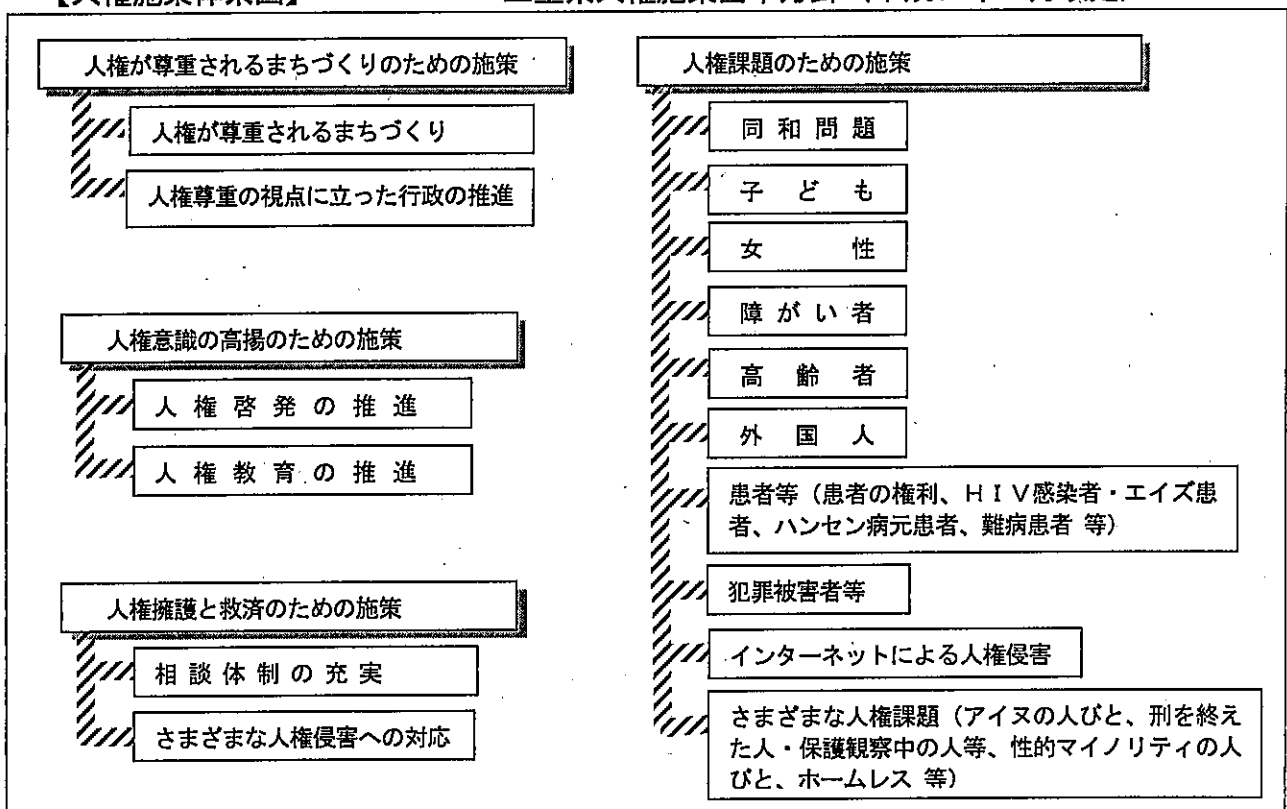
相談員にとって身近なテーマによる研修会を開催し、より多くの相談員の参加を求めるとともに、資質向上を支援します。加えて、各相談員の交流を促進し、連携を深めていくことを通じて、相談体制の充実につなげていきます。

また、匿名性、情報発信の容易さを利用したインターネット上の人権侵害に対応するため、各地域で主体的にモニター活動に取り組む人材の養成講座を開催します。

【参考】

【人権施策体系図】

三重県人権施策基本方針（平成18年3月改定）



5 男女共同参画社会の実現に向けた取組について

男女共同参画・NPO課

1 現状

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、三重県男女共同参画推進条例の施行からでも10年余が経過しており、男女共同参画意識の向上や職場における女性参画の進展など一定の成果は見られますが、男女共同参画が十分に進んだとはいえない状況です。そのため、社会全体における男女の地位についての平等感は11.5%と低いままです。

また、経済・社会の活性化のため女性の活躍が求められているなか、固定的な性別役割分担に同感する人の割合は約4割にまで減少しましたが、家事・子育て・介護の多くを女性が担っている状況は続いています。

1 社会全体において、男女の地位が平等になっていると思いますか。			
	平等である ※	男性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
H16年	12.1%	68.4%	6.3%
H26年	11.5%	72.4%	12.3%

※ 男女別にみた「平等である」の変化は、男が 16.9% ⇒ 12.8%、女が 8.0% ⇒ 9.7%

2 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。		
	同感する	同感しない
H16年	42.8%	49.8%
H26年	40.5%	55.6%

3 10年前と比較して、男女共同参画の意識は向上したと思いますか。

	向上した	向上しなかった
H26年	81.6%	10.2%

H16年：男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査(平成16年2月)
 回答数：2,112人(男 42.0%、女 54.5%) ※項目により無回答あり
 H26年：e-モニターによる男女共同参画に関するアンケート(平成26年2月)
 回答数：697人(男 57.0%、女 43.0%)

(参考) 女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
18.2%	22.7%	21.3%	23.6%	27.9%	29.3%

雇用経済部雇用対策課「三重県内事業所労働条件等実態調査」 調査基準日：毎年7月末

2 課題

(1) 意識の啓発と環境の変革

「社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%とする」などの「第2次三重県男女共同参画基本計画」(計画期間：平成23年度

～平成32年度)の重点事項の達成に向けて、県民、企業等に対する働きかけを強め、社会の意識と環境を変えていくことが必要です。

(2) 女性の活躍促進

働く場における女性の参画を進めることが特に重要なため、男女共同参画意識の啓発や女性人材育成等の個別的支援だけでなく、企業に対し、ライフステージに応じて仕事を継続できる支援制度の整備や職場風土づくりを促していくことが求められます。

3 今後の取組方向

(1) 基本計画の推進等

平成25年10月1日に三重県男女共同参画審議会が行った知事への提言に対する取組状況、第2次基本計画第一期実施計画への取組状況や目標項目の現状値等を把握し、計画の進行管理を行うとともに、各部局との連携を図り、男女共同参画に関する施策を総合的に進めていきます。

また、地域における男女共同参画がより一層進むよう、市町に対し、審議会等への女性登用やそれぞれの実情に応じた取組を働きかけるとともに、市町の要請に応じて支援を行っていきます。

(2) 男女共同参画意識の普及

三重県男女共同参画センター(フレンテみえ)との連携を強化し、各種の講座・セミナーやフォーラム等により、男女共同参画意識の普及を進めます。また、企画内容等を工夫し、男性、若年層、企業等への働きかけを強めます。

(3) 企業等における女性の活躍促進

働く女性が安心して妊娠・出産し、男女で子育てしながら仕事を継続して活躍できるよう、企業に対し、支援制度の整備と支援制度を利用しやすい職場風土の醸成を促していきます。

また、地域経済団体等と連携し、企業等において女性の登用・活躍を推進する機運の醸成を図るとともに、女性人材の育成・交流等を支援し、働く場で女性が活躍できる環境づくりを進めます。

(4) 女性に対する暴力の防止

男女共同参画社会の実現を阻害するDVをはじめとした女性に対する暴力を許さないという意識の浸透を図るため、DV・デートDV対策等に重点を置き、DV相談先カードの配布・配置による相談・支援機関の周知や、女性に対する暴力防止セミナー等による啓発を行うとともに、デートDV防止パンフレットや出前講座により高校生等への啓発を行っていきます。

【参考】「第2次三重県男女共同参画基本計画」の体系

(目標)	(基本施策)	(施策の方向)	
男女共同参画社会の実現	I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の審議会等委員への女性登用 2 県における女性職員等の登用 3 市町への働きかけ 4 事業者等への働きかけ 5 地域における男女共同参画への取組支援 6 ポジティブ・アクションの普及と女性の社会参画への支援 	
	II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報・啓発の充実 2 学校等における男女共同参画教育の推進 3 生涯を通じた学習機会の充実 4 事業者等に対する広報・啓発の充実 5 メディアへの対応 6 国際的な動きへの対応と活動支援 	
	III 働く場における男女共同参画の推進	III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 雇用の場における男女共同参画意識の普及 2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進 3 男女共同参画の視点に立った能力開発および能力発揮に対する支援 4 雇用環境の整備や再就職への支援 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と働き方の見直しの促進
		III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 方針決定の場への男女共同参画の推進 2 経営能力や技術の向上支援 3 家族的経営における働き手の評価と就業環境の整備 4 起業家等に対する支援
	IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援 2 多様なニーズに対応した子育て支援 3 介護を支援する環境の整備 4 地域活動における男女共同参画の促進 	
	V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組	V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援 2 性と生殖に関する健康支援の充実 3 自立のための生活支援
		V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関の連携による支援体制等の整備 2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進 3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進 4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進
	計画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の推進体制の充実と率先実行 2 男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施 3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供 4 男女共同参画に関する相談・苦情への対応 5 市町との協働 6 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携 7 男女共同参画センター「フレんてみえ」の機能の充実 8 社会参画への支援の推進 	

6 NPOの参画による地域社会づくりの推進について

男女共同参画・NPO課

1 現状

(1) 県内NPO法人の現状

平成10年に「特定非営利活動促進法」が制定され、NPOや市民活動への社会的関心は高まり、三重県認証のNPO法人数は毎年度増加し、平成25年度末には663法人に達しました。

しかし、収入規模500万円未満の法人が全法人の約5割、1法人あたりの職員数5人未満の法人は56%、NPO法人で働いている人の平均年収は約127万円であるなど、多くのNPO法人の財政力・組織力は十分とはいえません。

(資料) NPO法人の収入規模と職員数の割合

収入規模	比率	職員数	比率
5000万円以上	8.3%	10人以上	24.7%
1000万円以上5000万円未満	27.7%	5～9人	19.3%
500万円以上1000万円未満	7.5%	3～4人	16.0%
500万円未満	50.2%	1～2人	24.8%
未提出	6.3%	0人	15.2%

(出典：収入規模は平成24年提出分の事業報告書、職員数は平成24年3月三重県NPO法人活動実態調査報告書)

(2) 活動状況の把握と条例による法人指定の取組

平成24年度に策定した「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」を活用して、平成25年6～8月に県内全てのNPO法人と面談し、法人の活動の現状と課題を聴き取りました。

また、「特定非営利活動法人の指定の基準等を定める条例」を平成25年10月に制定し、指定NPO法人に寄附を行った県民等が税の優遇措置を受けられる仕組みを設けています。3月には同条例に基づき1法人を指定しました。

(3) 県民への周知と多様な主体との連携促進の取組

「市民活動・NPO月間」(12月)を新たに設け、NPO法人みえNPOネットワークセンターや、各地域の市民活動センターなど多様な主体と協働して、イベントやセミナーを集中的に実施するとともに、集大成イベントとして「協創シンポジウム」を1月に開催するなど、NPO活動への県民の理解を深める取組を行っています。

また、NPOと企業、大学、行政のワーキンググループによる、NPOの新たなパートナー開拓の方策についての研究や、「協創」に取り組むNPO・地縁団体、市町職員等を対象とした人材育成のための研修などの取組により、多様な主体との連携を促進しています。

(4) 災害ボランティア支援の取組

「みえ災害ボランティア支援センター」では、平成23年4月から東日本大震災の被災地にボランティアバスを派遣するなどの支援活動を行い、25年12月末に閉所しました。閉所後は県が平常時の事務局を担い、運営態勢の強化と地域での関係者のネットワークの構築や連携促進に取り組んでいます。

また、県内の被災地で行う活動を支援するため、(公財)三重県国際交流財団と協定を締結するとともに、NPOの行う継続的な災害時支援活動への助成に充てるため、専用口座を開設するなどにより、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」(以下「基金」という)への寄附を呼びかけています。

2 課題

(1) NPO活動の自立・持続の促進

「市民活動・NPO月間」を活用し、関係機関相互の連携・協働を深め、県民に対するより効果的な情報発信を図る必要があります。

また、NPO法人との面談で把握した現状や課題等の情報を生かし、中間支援団体と役割分担する中で、人材育成やNPOとさまざまな主体の連携を促す取組を進める必要があります。さらに、寄附など多様な資金調達の観点から、NPOの財政基盤強化のあり方を見直していく必要があります。

(2) 災害ボランティア支援の態勢強化

災害発生時に速やかに活動開始できるよう、平常時の「みえ災害ボランティア支援センター」事務局のあり方を検討するとともに、地域における災害ボランティアセンター関係者の「顔の見える関係づくり」を促していく必要があります。

また、災害時の支援活動を担うことができるNPOを発掘するとともに、基金の活用による、NPO等の団体が災害時に活動しやすい環境づくりが必要です。

3 今後の取組方向

(1) NPO活動の自立・持続の促進

「市民活動・NPO月間」に情報発信を集中的に行えるよう、みえNPOネットワークセンターや地域の市民活動センターとの連携・協働をさらに進めます。

また、NPOの活動基盤の強化と自立に向けて、企業等との連携・協働や寄附の活用促進に係る研修等を、みえNPOネットワークセンターで集約して実施するとともに、資金調達の仕組みについて、関係部局や中間支援団体と連携して検討していきます。

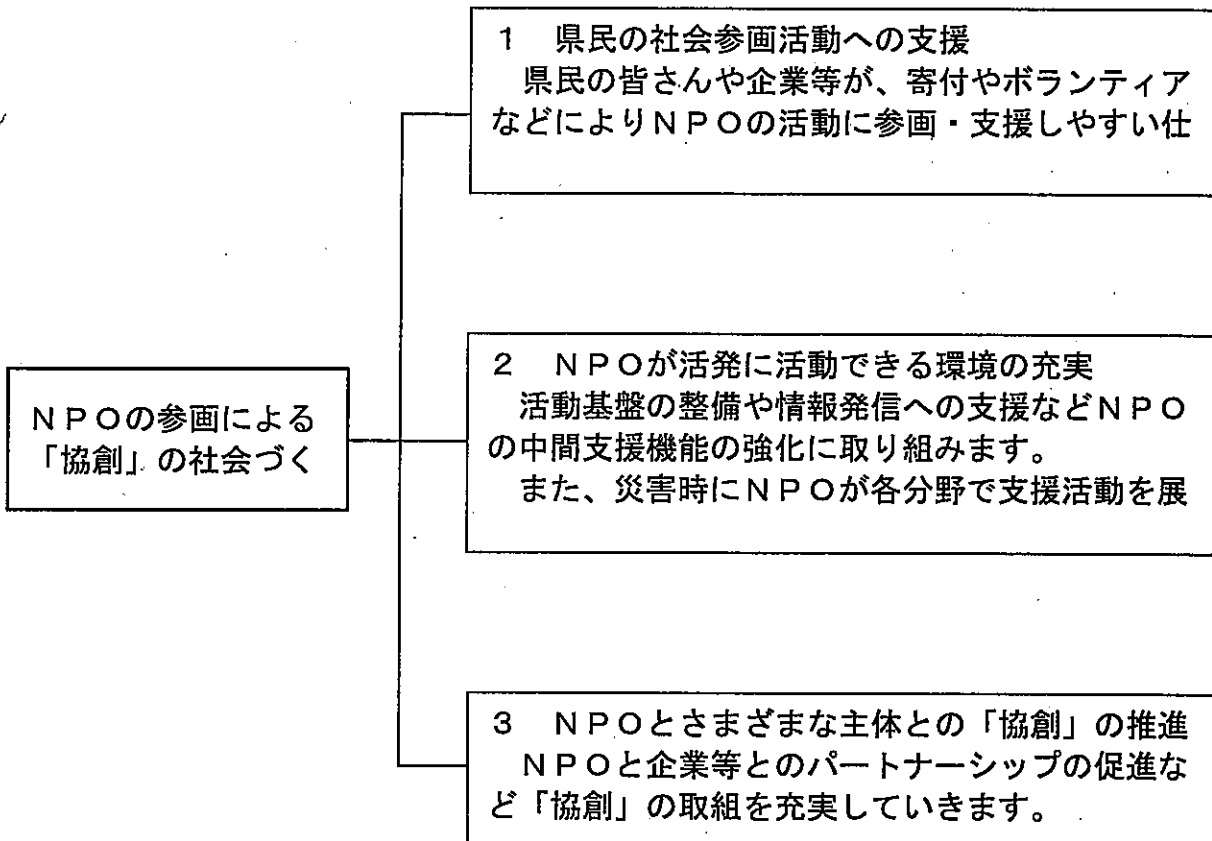
(2) 災害ボランティア支援の態勢強化

平常時の「みえ災害ボランティア支援センター」について、幹事団体と連携して事務局のあり方を検討します。また、東日本大震災等の災害に学び、NPOの主体的な活動・交流を促進するとともに、市町・市町社会福祉協議会、NPO等が、平常時から緊密な関係づくりに取り組むよう働きかけます。

専門性の高いNPOに、災害時の活動を支援する協定や助成の仕組みを周知して活用を促すとともに、基金への寄附促進のため、県民や企業等に働きかけます。

【参考】

「NPOの参画による『協創』の社会づくり」 施策体系



「『みえ県民カビジョン』行動計画」から抜粋

7 多文化共生社会づくりの推進について

多文化共生課

1 現状

(1) 県内の外国人住民数

三重県内の外国人住民数は、経済情勢の悪化もあり、平成25年末で41,221人と5年連続で減少したものの、県内総人口に占める外国人の比率は約2.21%であり、全国的にも高い水準にあります。

国の統計では、東京、愛知などの都市部では微増に転じました。労働力不足の解消に向け、外国人労働者の受入を拡大する緊急措置が平成26年4月に発表されたことから、三重県にあっても外国人住民数の再度の増加、もしくは外国人住民の国籍の割合の変化が見込まれます。

(2) 県の取組

こうした状況のもと、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会を築いていくことが求められており、平成23年3月に策定した「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」に基づき、市町やNPO、企業などの多様な主体と連携・協働して多文化共生社会づくりを進めてきました。

(主な事業)

- ・ 外国人住民が生活していく上で必要な行政・生活情報の多言語ホームページでの提供
- ・ 外国人住民の生活全般にわたる相談に対応するための多言語による相談窓口の設置及び医療通訳や災害時に外国人住民を支援する人材の育成
- ・ 市町、経済団体、NPO等との連携・協働による多文化共生啓発の実施

2 課題

(1) 言葉の壁や文化の違い

外国人住民は、言葉の壁や文化の違いなどから、日本での生活に不安を抱いたり、時には誤解を招いてしまうことがあります。転入時に市町窓口においてゴミの出し方などの身近な暮らし方についてのガイダンスが行われるようになりましたが、幅広い情報提供には至っておらず、また日本語学習の環境も十分ではないことから、外国人住民のコミュニケーションに関してきめ細かな支援が必要です。

(2) 定住化に伴う問題の変化

国の統計からは定住傾向が顕著になってきていますが、定住化に伴い、さまざまな生活場面で問題が出現し、しかも問題は多様化、複雑化していることから、総合的な相談などの支援が必要です。

(3) 要援護者から地域社会の担い手へ

従来、支援を受ける側にあった外国人住民ですが、今後にあつては、地域社会を支える役割を担っていただくことが期待されています。そのため、外国人住民も参加・参画しやすい機会を提供していくことが求められます。

(4) 今後の方向性の検討

生産年齢人口の減少などの社会経済情勢の変化を受け、外国人労働者の受入を増やす検討がなされています。今まで以上に多様な文化的背景をもつ外国人が日本で生活することになることから、地域事情に応じた生活支援のあり方や、より参加・参画しやすい地域社会のあり方などについて、今後の方向性を検討する必要があります。

3 今後の取組方向

(1) コミュニケーション施策の推進

多言語ホームページがより多くの外国人住民に活用されるよう、生活情報に加え、在留に関する制度、台風や地震などの日本に多い自然災害、医療、教育といった外国人住民に関心の高い話題に焦点をあて、映像化するなどにより理解しやすい形にして情報提供を行います。また、外国人住民のコミュニケーション能力の向上に向け、日本語指導ボランティアのネットワークの拡充を図るとともに、外国人住民の日本語力に合わせてわかりやすく伝える「やさしい日本語」の普及に取り組みます。

(2) 生活支援

多様化、複雑化する相談にも対応できるよう、重層的で総合的な相談体制を、市町をはじめとするさまざまな主体とともに構築します。また、育成医療通訳者の対応言語数を増やすとともに、災害時の総合サポート体制の充実を図ります。

(3) 多文化共生の地域づくり

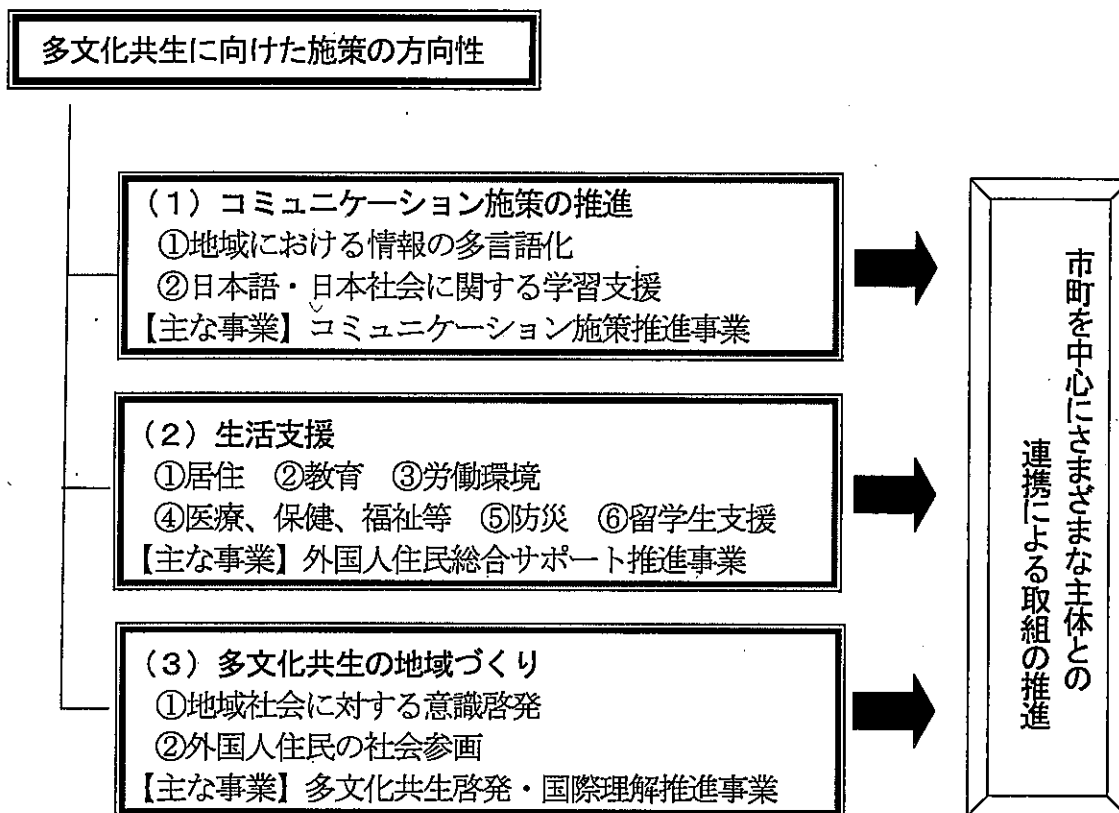
外国人住民が、地域社会の一員として、それぞれがもっている力を発揮してさまざまな活動に主体的に参加・参画する多文化共生の地域づくりに、多様な主体と連携して取り組みます。

(4) 新たな方針の検討

日本社会が時代の転換期にあることを認識し、外国人住民が労働者として三重県の産業を支えることに加え、地域社会の担い手として活躍するための方策に係る新たな方針の策定を、国の動向もふまえつつ検討します。

【参考】

(別表1) 三重県国際化推進指針（第一次改訂）の体系



(別表2) 平成25年末 国籍別外国人住民数

順位	国籍	外国人住民数	構成比	前年末からの増減数	前年末からの増減率
1	ブラジル	12,002人	29.1%	▲ 672人	▲ 5.3%
2	中国	9,015人	21.9%	▲ 339人	▲ 3.6%
3	フィリピン	5,646人	13.7%	357人	6.7%
4	韓国又は朝鮮	5,195人	12.6%	▲ 165人	▲ 3.1%
5	ペルー	3,017人	7.3%	▲ 88人	▲ 2.8%
その他		6,346人	15.4%	317人	5.3%
三重県計		41,221人	100%	▲ 590人	▲ 1.4%

中国には台湾出身者を含んでいます。

8 交通安全対策の推進について

交通安全・消費生活課

1 現状

県民一人ひとりが安全・安心を実感できるように、交通事故防止に取り組み、交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めています。

(1) 交通事故情勢

県内における「交通事故死者数」は長期的には減少傾向の定着化の兆しが見られ、平成 25 年は、平成 24 年から 1 人減少し、昭和 29 年以降で最少の死者数（94 人）となりました。

しかしながら、平成 20 年以降、65 歳以上の高齢死者数が全死者数の半数以上を占める状況が続いています。（「交通事故発生状況（別表 1）」を参照）

また、県内における「交通事故死傷者数」は平成 17 年をピークに減少を続けていますが、1 日当たり約 36 人ももの県民が死傷しており（平成 25 年）、厳しい情勢が続いています。（「交通事故による死者数及び死傷者数の推移（別表 2）」を参照）

(2) 飲酒運転事故の現状

飲酒運転は、平成 13 年度の道路交通法改正により罰則が強化されて以降、検挙件数が減少していますが、依然として飲酒運転事故はなくなる現状にあります。このため、平成 25 年 6 月に「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」が制定され、条例の周知・啓発や取締りの強化により、飲酒運転事故件数は 63 件と平成 24 年より 10 件減少しました。（「飲酒事故等の推移（別表 3）」を参照）

2 課題

(1) 高齢者の事故防止

平成 20 年以降、65 歳以上の高齢者が交通事故死者の半数以上を占める状況が続いています。このため、高齢者の交通事故防止に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進していくことが必要です。

また、交通安全対策全般については、交通安全活動の輪を広げるため、地域や職域で活躍する交通安全教育指導員の育成と、県民一人ひとりが、交通ルールを遵守し正しい交通マナーを実践することを習慣づけられるよう、工夫を凝らした交通安全広報啓発活動を展開する必要があります。

(2) 飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶のために、本年 4 月からスタートした「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づき、規範意識の定着に向けた教育・啓発を行うとともに、再発防止のため、アルコール依存症に関する受診義務の周知徹底を行う必要があります。

3 今後の取組方向

(1) さまざまな主体との連携による取組

高齢者を対象とした交通安全対策については、事故実態を勘案して、交通事故の発生割合が高い地域を重点に老人クラブなど地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（交通安全シルバーリーダー）を育成・活用します。

交通安全研修センターでは、平成 25 年度の研修実施結果をふまえ、より効果的な参加・体験・実践型の交通安全教育を協議・検討し教育内容等の充実を図るほか、市町や企業等の職員など地域や職域で交通安全教育を推進する指導者の養成及び資質向上を図ります。

また、交通安全対策全般としては、「第 9 次三重県交通安全計画」（計画期間：平成 23 年度～27 年度）に基づき、市町、警察、関係機関・団体等と連携しながら各種交通安全対策を推進するとともに、本県の交通事故発生状況等をふまえ、交通事故の発生割合が高い地域に重点を置くなど、効果的な啓発活動に取り組んでいきます。

(2) 飲酒運転^{ゼロ}をめざす取組

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえた実施計画をとりまとめ、関係機関・団体と連携して、教育・啓発やアルコール依存症の受診義務通知及び飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の施策を着実に推進し、飲酒運転の根絶をめざします。

【参考】第 9 次三重県交通安全計画の目標

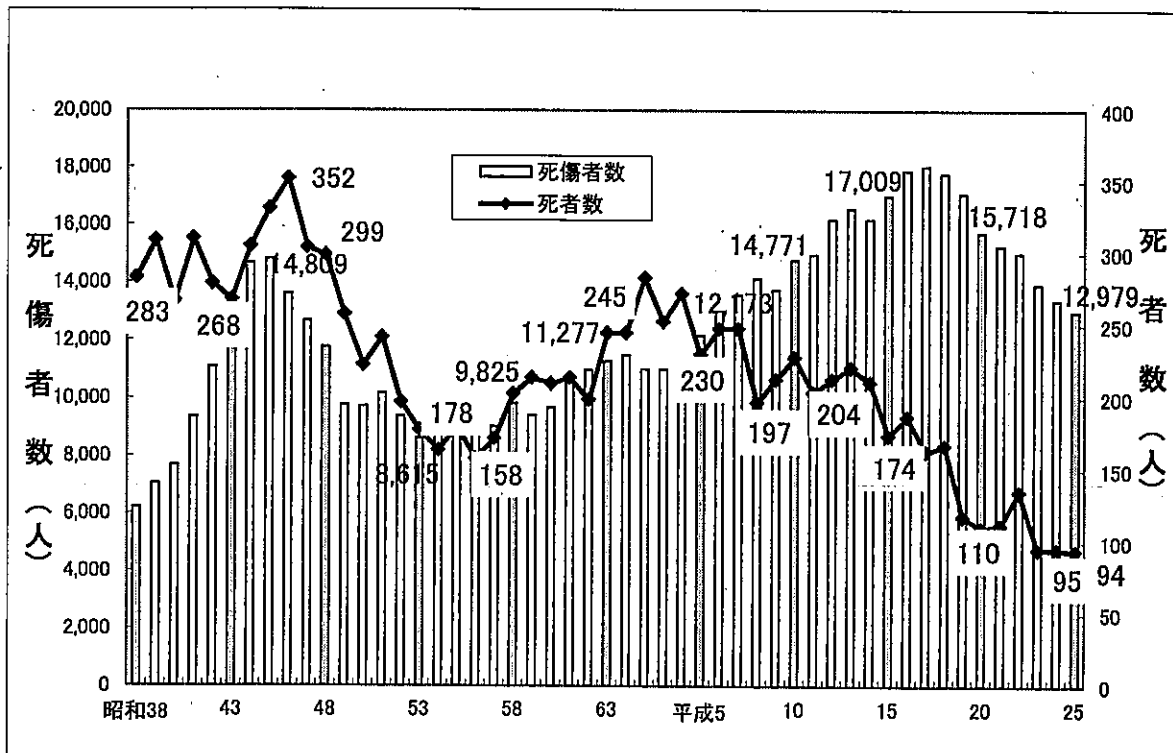
- 交通事故死者数を、平成 27 年までに 75 人以下にする。
- 交通事故死傷者数を、平成 27 年までに 11,800 人以下にする。

【参考】

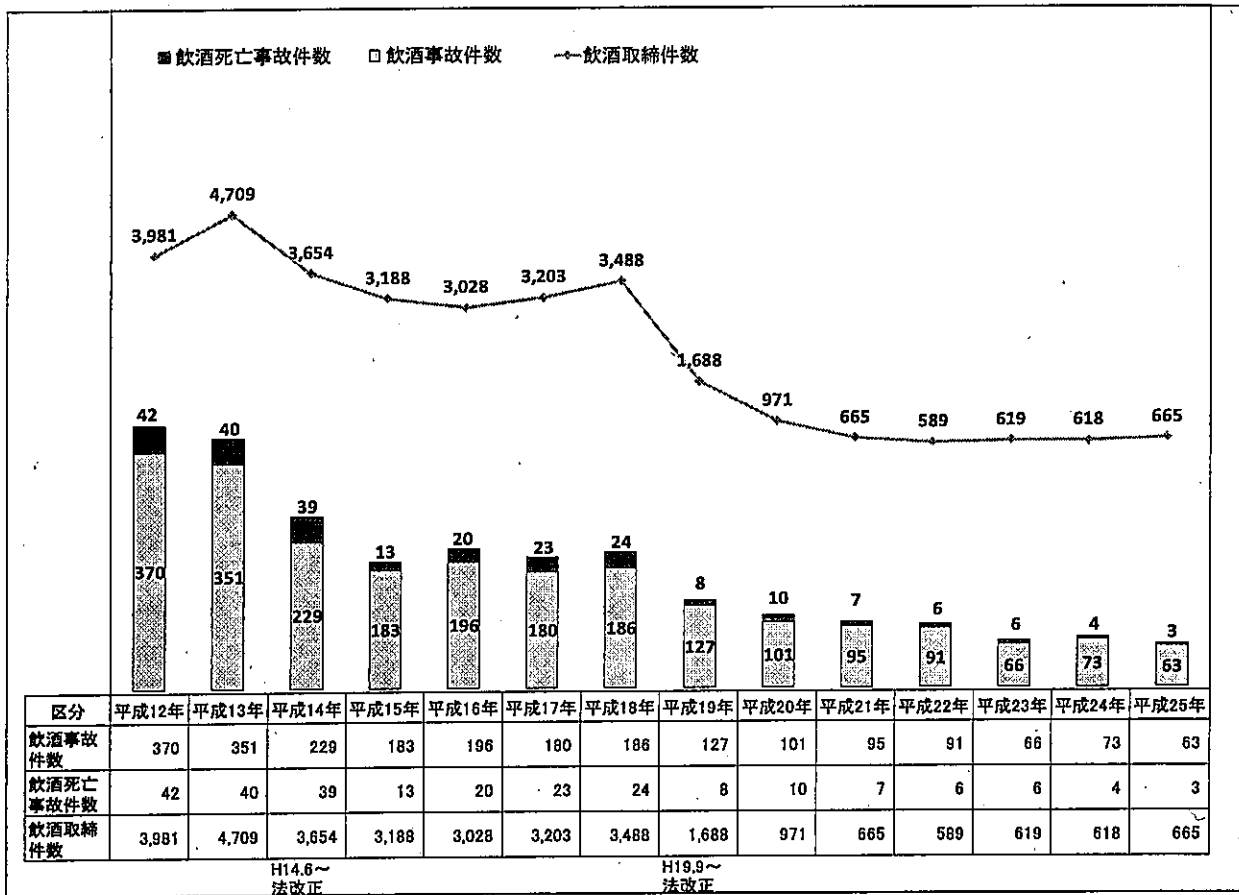
(別表1) 交通事故発生状況

区 分	第 8 次交通安全計画				第 9 次交通安全計画		
	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年
総事故件数 (件)	62,774	61,793	60,399	63,005	62,436	63,642	64,706
人身事故件数 (件)	12,790	11,886	11,372	11,275	10,420	10,155	9,804
うち死亡事故 (件)	117	109	109	125	89	93	90
死者数 (人)	118	110	112	135	95	95	94
うち高齢者 (人)	55	56	65	71	53	48	49
(構成率) %	46.6%	50.9%	58.0%	52.6%	55.8%	50.5%	52.1%
負傷者数 (人)	16,957	15,608	15,126	14,878	13,813	13,287	12,885
死傷者数 (人)	17,075	15,718	15,238	15,013	13,908	13,382	12,979
物損事故件数	49,984	49,907	49,027	51,730	52,016	53,487	54,902
人口10万人当たり死者数ワースト順位	14	11	10	2	16	10	14

(別表2) 交通事故による死者数及び死傷者数の推移



(別表3) 飲酒事故等の推移



9 安全で安心なまちづくりの推進について

交通安全・消費生活課

1 現状

(1) 刑法犯発生（認知）件数の状況

県内の刑法犯発生（認知）件数は、平成14年に戦後最悪を記録した後は、平成20年まで6年連続で減少を続け、平成21年はわずかに増加したものの、平成22年以降、再び減少し、平成25年は20,000件を下回りました。

【刑法犯の認知件数の推移】

(件)

区分	H14年	～	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
刑法犯総数	47,600		25,540	23,425	22,215	21,493	19,726
増減数			192	-2,115	-1,210	-722	-1,767
増減率			0.8%	-8.3%	-5.2%	-3.3%	-8.2%
街頭犯罪等 ※	12,760		4,620	3,824	3,641	3,458	3,359
増減数			442	-796	-183	-183	-99
増減率			10.6%	-17.2%	-4.8%	-5.0%	-2.9%

※街頭犯罪等

○ 空き巣	○ 忍込み	○ 自動車盗	○ ひったくり	○ 車上狙い
○ 路上強盗	○ 強姦	○ 強制わいせつ	○ 略取誘拐	

(2) 防犯対策の取組

平成16年10月から「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」を施行し、警察本部や教育委員会等と連携して、各種の広報啓発や人材育成、防犯意識高揚のための講座やフォーラムの開催などの施策を推進しています。

(3) 暴力団排除の取組

平成23年4月から「三重県暴力団排除条例」が施行されたことに伴い、警察本部、教育委員会と連携を図り、従来の「警察対暴力団」から「社会対暴力団」という体制を構築し、県民等の安全で平穏な生活の確保に取り組んでいます。

2 課題

(1) 主体的な防犯活動の促進

県内の自主防犯活動団体数は、平成15年に23団体であったものが、その活動を促進するため、必要な情報の提供や支援を行った結果、平成25年12月末現在、590団体に増加し、各種の防犯活動が地域で実施されています。今後も引き続き防犯意識の醸成を図り、地域住民による主体的な防犯活動が県内全域で活発に展開されていくよう取り組む必要があります。

【自主防犯活動団体数】

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
23	85	194	287	345	485	528	569	574	582	590

(2) 「三重県暴力団排除条例」の浸透

「三重県暴力団排除条例」は県、市町、県民、事業者等が一体となって暴力団の排除にあたっていくこととしており、本条例の普及、浸透を図り、県民の皆さんや事業者に、暴力団排除の重要性について理解を深めていただくことが必要です。

3 今後の取組方向

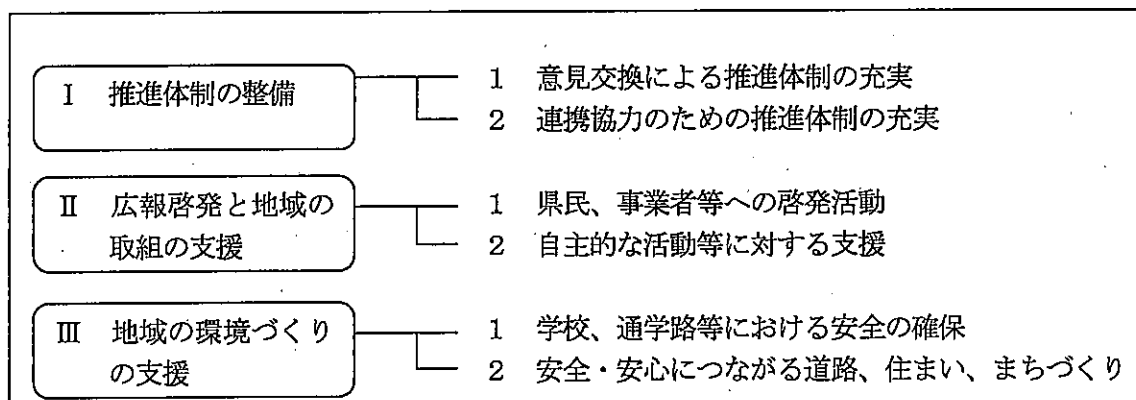
(1) 防犯対策の推進と連携

犯罪のないまちづくりリーダー養成講座や安全安心まちづくりフォーラムの開催等により、自主防犯活動団体の拡充及び充実を図ります。また、自主防犯活動についての先進的な事例を紹介するなど情報提供を行い、地域における防犯意識の醸成を図り、地域住民の主体的な防犯活動を促進します。これらの取組については、関係部局が連携し総合的に推進していくとともに、県民の皆さん、市町、事業者、関係団体等の意見を聞きながら進めていきます。

(2) 「三重県暴力団排除条例」の周知と取組の推進

暴力団排除の気運を高めるため、警察本部、教育委員会と連携し、効果的、効率的な広報啓発を実施するなど、暴力団排除に関する施策を一体となって推進していきます。また、三重県が設置する公の施設における暴力団の利用の制限を行うため、警察本部等との連絡調整を行います。

【参考】安全安心のまちづくり 事業体系



10 消費生活の安全の確保について

交通安全・消費生活課

1 現状

国においては、消費者庁の設置以降、消費者関連法の改正や消費者安全調査委員会の設置など制度の整備とともに、地方消費者行政活性化基金の設置により地方消費者行政の充実強化が進められてきました。

また、身近な市町村相談体制の維持・充実については、継続的な下支えが必要として、平成25年度に終了が予定されていた基金の活用期間が、平成29年度まで延長されました。さらに、長期的な視点に立った体制整備を進められるようにするため、個別の事業ごとに基金等の活用期間を延長できる一般準則が定められました。

県では、三重県消費者行政活性化基金を活用し、市町等と連携して消費生活相談体制の充実や消費者啓発・消費者教育に取り組んでいます。現在12市7町で消費生活相談員が配置され、市町相談窓口の利用も徐々に増えてきています。

平成24年度までは、県の相談件数については減少傾向にありましたが、平成25年度は健康食品の送り付け商法などが増加したことにより、やや増加に転じました。また、高齢者の相談件数に占める割合が年々増えています。

2 課題

(1) 消費者啓発・消費者教育の充実

商取引の複雑化、多様化に伴い、新たな消費者トラブルが発生するとともに、悪質商法の手口も巧妙化していることから、引き続き、県民の皆さんに幅広く啓発情報や学ぶ機会を提供し、消費者被害の未然防止に取り組む必要があります。

近年、相談件数が多い高齢者の被害を防止するために、身近なところでの消費者啓発の充実に取り組む必要があります。

さらに、平成24年12月の消費者教育推進法の施行に伴い、平成26年2月に設置した三重県消費者教育推進地域協議会において、消費者教育推進計画の策定について検討する必要があります。

(2) 市町における消費生活相談体制の充実・強化

現在、12市7町で消費生活相談員による相談対応が行われていますが、相談員による相談日数が月に数回という市町もあることから、県民の皆さんが一番身近な市町で安心して相談できるよう、相談体制充実のための働きかけや支援を引き続き行う必要があります。

(3) 事業者指導

悪質な商取引による被害が依然として発生し、広域的に活動する事業者も多いことから、消費者被害の発生・拡大防止を図るため、国や他都道府県及び警察など関係機関との連携を強化し、事業者指導に取り組む必要があります。

また、ホテル等における食材の不適切表示が全国で多発し、県内でも事業者に対し行政指導を実施したところであり、今後とも、引き続き事業者に対する景品表示法の啓発や指導など表示の適正化に取り組む必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 消費者啓発・消費者教育の充実

消費者、事業者、行政等が連携する「みえ・くらしのネットワーク」の参加拡大を進め、より幅広く啓発活動を行うことにより、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。特に高齢者の被害防止のため、地域において多くの啓発情報が得られるよう、地域包括支援センターや老人会等に働きかけて、消費者啓発地域リーダーをさらに養成するとともに、自主的な啓発活動を促進します。

また、三重県消費者教育推進地域協議会において、消費者教育推進計画の平成26年度中の策定に向けて検討します。

※三重県消費生活対策審議会消費者教育研究部会を三重県消費者教育推進地域協議会と位置づけている。

※三重県消費者施策基本指針の消費者教育にかかる部分を充実して消費者教育推進計画とする。

(2) 市町における消費生活相談体制の充実・強化

三重県消費者行政活性化基金を活用し、

- ① 市町の消費生活相談員の人材育成
- ② 県顧問弁護士等の専門家活用
- ③ 県消費生活相談員による市町相談窓口への巡回訪問
- ④ 直通電話（市町ホットライン）での助言

など、市町の相談体制の維持・充実に支援します。また、単独での相談員の配置が難しい市町に対して、広域的連携による相談体制についての助言や調整等を行うとともに、市町においても基金を活用した相談体制充実等に積極的に取り組むよう働きかけていきます。

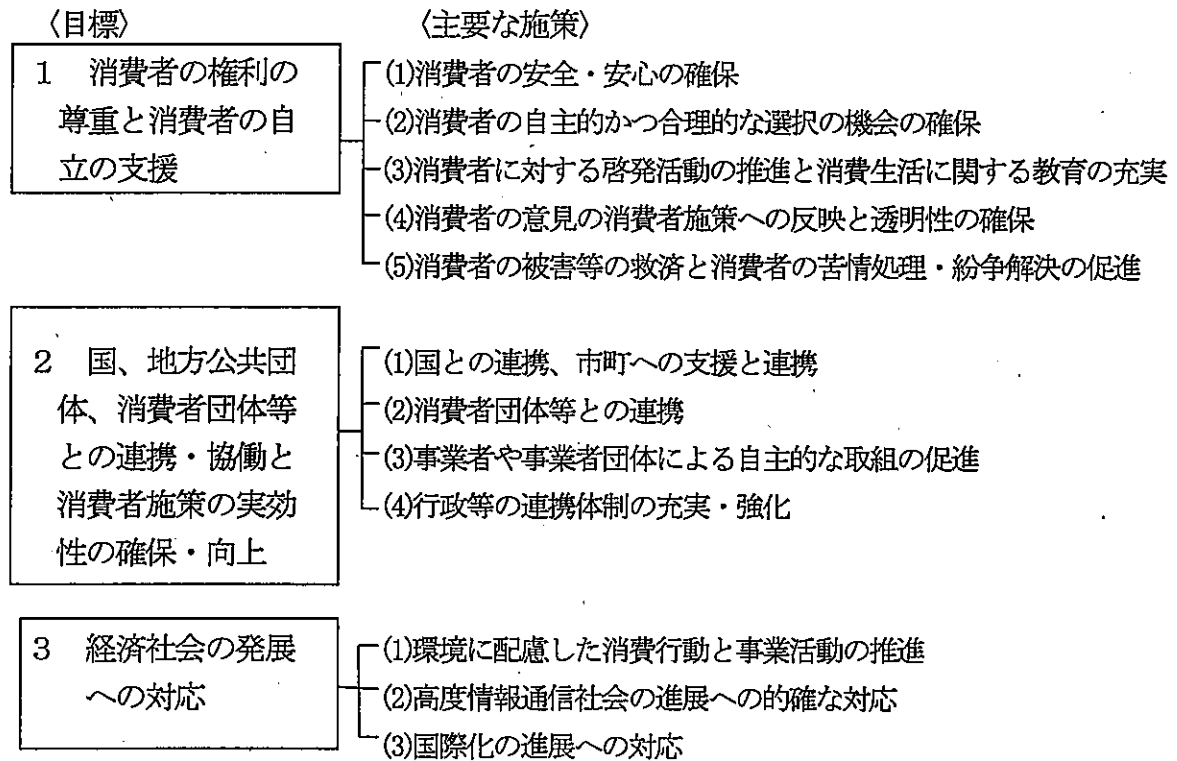
(3) 事業者指導

国や東海4県（愛知・岐阜・静岡・三重）で構成する「東海悪質事業者対策会議」「東海4県広告表示等適正化推進会議」等を通じて情報共有を図るなど、近隣県との連携を強化し、合同で行政処分や指導を実施するなど、効果的・効率的な事業者指導を進めていきます。

また、食材の表示の適正化に向けて、昨年度2名増員した不当商取引指導専門員を活用し、消費者庁、関係部局、事業者団体等との連携により、事業者に対する啓発及び監視指導の強化に取り組みます。

【参考】

1 第二次三重県消費者施策基本指針の体系



2 三重県消費生活センターにおける相談件数

(件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
受付件数	6,543	6,734	6,179	5,218	4,313	4,330
対前年増減	▲ 957	191	▲555	▲961	▲905	17
増減率	▲ 12.8%	2.9%	▲8.2%	▲15.5%	▲17.3%	0.4%
60歳以上の相談	1,205	1,438	1,430	1,274	1,175	1,358
全体に占める割合	20.1%	23.3%	24.9%	26.3%	27.2%	31.4%

※ 60歳以上の相談件数及び割合は、問合せ等を除く。

(H26年3月末現在)

[平成25年度相談件数上位3位]

- 1位 出会い系サイト使用料金等の不当請求・架空請求
- 2位 健康食品の電話勧誘販売や送り付け商法
- 3位 はがきによる架空請求等

3 三重県消費者行政活性化基金

(1) 概要

三重県消費者行政活性化基金は、地方消費者行政活性化交付金により平成20年度末に造成開始したもので、県・市町は、基金を活用して、消費者行政の活性化に向けたさまざまな事業（市町の相談体制充実のための支援と消費者教育・啓発の推進事業等）を展開しています。

(2) 基金活用予定額 80,443千円（平成26年度）

(3) 事業実施期間 平成21～29年度

4 事業者指導の実績

(1) 特定商取引法に基づく行政処分・行政指導

年度	行政処分		文書指導		呼出指導	
19	1件	(業務停止3ヶ月) 教材販売※				
20	1件	(業務停止3ヶ月) みそ販売※				
21					1件	住宅リフォーム
22	1件	(業務停止12ヶ月) 住宅リフォーム			3件	住宅リフォーム1・新聞販売1・印鑑1
23	1件	(業務停止3ヶ月) 結婚相手紹介			4件	住宅リフォーム2、新聞販売2☆
24	1件	(業務停止12ヶ月) みそ販売※	3件	みそ販売※	3件	住宅リフォーム1、新聞販売2☆
25					2件	新聞販売2☆、浄水器販売業者

※：4県合同（三重県・静岡県・愛知県・岐阜県）

☆：3県1市合同（三重県・愛知県・岐阜県・名古屋市）

(2) 三重県消費生活条例に基づく行政指導

年度	勧告	文書指導	呼出指導	
24			1件	新聞販売

平成25年度は該当なし

(3) 景品表示法に基づく行政指導等

年度	文書注意	口頭注意	団体への要望	
25	6事業者	1事業者	メーカー団体1、小売関係団体5 ※	家庭用冷凍食品

※1 1都県合同調査による改善要請：三重県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県

1 1 地球温暖化対策について

地球温暖化対策課

1 現状

(1) 県における地球温暖化対策

県では平成 12 (2000) 年に「三重県地球温暖化対策推進計画」を策定し、平成 24 (2012) 年 3 月には、推進計画に替わる計画として、「三重県地球温暖化対策実行計画 (計画期間：平成 24 (2012) 年度～平成 32 年(2020)年度)」を策定しました。その計画では、平成 32 (2020) 年度における温室効果ガス排出量を基準年度である平成 2 年 (1990) 年度比で 10%削減することを目標とし、地球温暖化対策に取り組むこととしています。

地球温暖化問題が喫緊の課題であることは認識されているものの、それが必ずしも行動につながっていないことから、事業者及び県民の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を進めていくため「三重県地球温暖化対策推進条例」を昨年 12 月に制定しました。

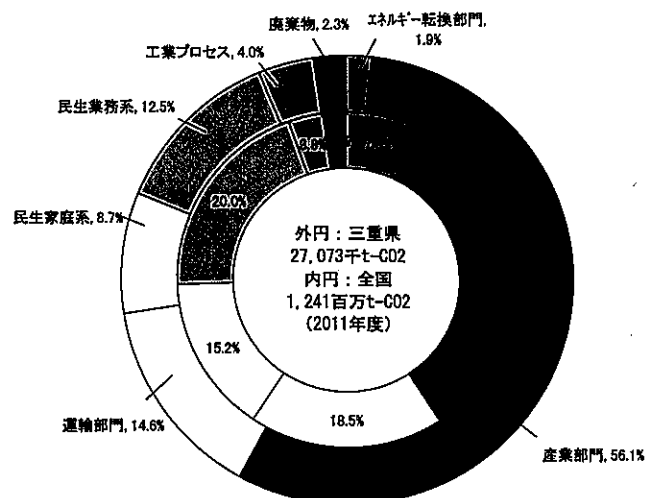
また、家庭における省エネ等の取組促進を図るため、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定し、そこを拠点に活動する地球温暖化防止活動推進員により地球温暖化対策についての普及・啓発を行ってきています。

(2) 三重県域における温室効果ガスの排出状況

三重県域における平成 23 (2011) 年度の温室効果ガス排出量は、基準年度である平成 2 年 (1990) 年度に比べて 5.3% (森林吸収量を含む)、前年度に比べて 0.4% の増加となっています。この増加は、東日本大震災後、原子力発電が稼働停止し、火力発電への移行が進んだことにより、発電に伴う二酸化炭素の排出係数 (※) が前年度に比べて増加したことによるものであり、電気や石油といったエネルギー消費量自体は減少しています。

温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出量の内訳をみると、産業部門が 56.1%、運輸部門が 14.6% と排出量の大部分を占める一方、伸び率 (対基準年度) では、オフィスや店舗などの民生業務部門で 100.1%、家庭部門で 28.1% と大きな伸びを示しています。

(※) 排出係数 電気の供給 1kWh あたりどれだけ CO2 を排出しているかを示す指標



三重県の二酸化炭素排出量の部門別構成比 平成 23 (2011) 年度

2 課題

(1) 地球温暖化対策への積極的な行動促進

制定した「三重県地球温暖化対策推進条例」は、地球温暖化防止に向けた事業者や県民一人ひとりの行動への努力を期待していることから、今後、その重要性を理解してもらい積極的な行動につながるようしっかりと普及・啓発していく必要があります。

(2) 低炭素社会づくりの推進

これまで行われている温暖化対策の取組においては、各主体による個々の取組にとどまっていることから、各主体が連携し地域一体となった取組へと発展させることによって、大量の化石燃料に依存している社会から、新たな豊かさを実感できる低炭素社会への実現を図っていく必要があります。

3 今後の取組

(1) 三重県地球温暖化対策推進条例の啓発及び取組の促進

①事業者への取組

セミナーの開催や事業者訪問を通じて、条例で定めた温暖化対策の指針の周知を行うとともに、地球温暖化対策計画書制度によって提出される事業者の実績報告書の中から優れた取組を取り出し、広く紹介することにより、事業者のより積極的な取組を促進します。

②県民への取組

基準年度と比べて大きく排出量が伸びている家庭部門においても排出削減の取組を促進するため、条例の内容を中心に、家庭における具体的な省エネ取組についての説明会を開催するとともに、引き続き、地球温暖化防止活動推進員による啓発活動や環境学習情報センター、市町、学校等関係機関と連携し、講座やイベント等を通じて、子供から大人まであらゆる世代の取組意識を高めていきます。

(2) 電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業

低炭素社会の実現に向けて、これまで、モデル地域である伊勢市において、さまざまな主体が参画した協議会が中心となり、小型電気自動車や電気バスの導入、充電施設の整備など徐々にその環境整備を進めてきました。

平成26年度は、その導入した小型電気自動車や電気バスで周遊できる観光ガイドブックの作成を通じて、電気自動車等の利活用を図るとともに、充電施設のさらなる普及などにより、低炭素なまちづくりを進めていきます。

三重県地球温暖化対策実行計画

～低炭素社会の実現に向けて～

基本的事項

1 計画の目的

県民、事業者、行政等の様々な主体が力を合わせて地球温暖化対策に取り組むことにより、新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現を目指します。

また、温室効果ガスの排出を削減するための緩和策を推進していくとともに、温暖化によって起こりうる影響への適応策も検討してまいります。

2 計画の位置づけ

地方公共団体実行計画
(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3)

3 計画の期間

平成24(2012)年度から平成32(2020)年度まで

取組の基本的視点

1 意識から行動へ

県民や事業者の意識の高まりを、新たな行動へとつなげるために、自主的な温室効果ガス削減行動を促進させる仕組みづくりを行います。

2 様々な主体の連携

地域の取組を支援し、様々な主体が連携する取組を促進することで、地域に豊かさをもたらす低炭素社会を目指します。

3 資源の有効活用

化石燃料の使用削減、再生可能エネルギーの導入に取り組み、生活の中で出来る限り資源やエネルギーの無駄遣いをなくし、環境への負荷を低減する仕組みづくりを行います。

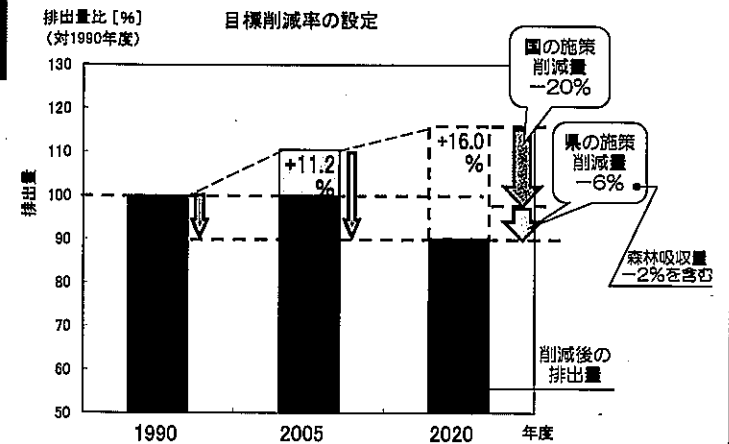
計画の削減目標

2020年度における
三重県の温室効果ガス排出量を

1990年度比で10%削減します

<2005年度比で20%削減します>

(森林吸収量2%含みます)



これまでの取組

産業・民生業務部門

- 自主的な取組(施設改修等)の推進
- 地球温暖化対策計画書制度の実施(第一種、第二種エネルギー管理指定工場等)
- M-EMSの普及

運輸部門

- 公共交通の利用促進
- 低公害車の推進
- 天然ガス自動車への補助
- 自動車からの排出抑制の推進
- エコドライブの普及、交通渋滞の緩和

民生家庭部門

- 普及啓発の推進
- 環境教育の推進
- キッズISOの推進

温室効果ガス排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

1990年度	2005年度	2011年度
26,384	29,343	27,793

新計画のもとで推進

温室効果ガス排出量の現状と将来予測

現状

2011年度の三重県域の温室効果ガス排出量は、事業活動の増加に伴い、1990年度比で5.3%増加しています。(森林吸収量を含みます。)

【産業部門】

排出原単位は改善
事業活動が増加し排出量が増加

【民生業務部門】

延べ床面積の増加に伴い
排出量が増加

【民生家庭部門】

世帯数の増加に伴い排出量が増加

【運輸部門】

排出原単位が改善し排出量は減少傾向

将来予測

何も対策をしなければ、三重県域の温室効果ガス排出量は、2020年度に1990年度比で16%増加すると予想されます。

国の削減取組

- ◎ 素材産業における設備更新時に最高効率の機器を導入
- ◎ 高効率ボイラ、産業ヒートポンプ等の導入(業種横断的な省エネ技術の導入)

- ◎ 高効率空調・照明・給湯器等の導入
- ◎ 省エネ家電の普及
- ◎ 太陽光発電装置の設置
- ◎ 高断熱住宅・建築物の普及

- ◎ HEMS、省エネナビ等の設置
- ◎ 地球温暖化対策税の導入
- ◎ 省エネ量に応じたクレジット付与
- ◎ NPO/NGOの役割の維持・増進
- ◎ 学校教育、生涯教育を通じた普及啓発

- ◎ 燃費改善・次世代自動車の普及
- ◎ エコドライブの普及
- ◎ 交通流対策の総合的な推進
- ◎ カーシェアリングの普及

- ◎ 固定価格買取制度等による再生可能エネルギーの導入
- ◎ 再生可能エネルギーの開発
- ◎ 次世代のエネルギー供給インフラの整備

- ◎ 森林の整備、緑化の保全
- ◎ オフセットメカニズムの普及、活用

※ 中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会「15%削減コース」より

県の削減取組(緩和策)

- 1 事業者の自主的な取組促進に関する事

- ◎ 温室効果ガスの計画的な削減を進めます。(地球温暖化対策計画書に評価公表制度を導入)
- ◎ 中小事業所に環境マネジメントシステムを普及します。(M-EMSの普及等)

- 2 建物・住宅に関する事

- ◎ 住宅の省エネルギー対策を進めます。(長期優良住宅の認定、「エコ住宅」の普及)
- ◎ 木材利用を促進します。(県産材の普及拡大、需要開拓)

- 3 生活に関する事

- ◎ 脱温暖化行動を促進します。(地球温暖化防止活動推進員による普及啓発)
- ◎ 新しいライフスタイルの提案を行います。(環境に配慮した生活スタイルを県民に提案)
- ◎ 環境学習・環境教育を推進します。(環境講座、指導者養成講座)

- 4 交通・移動に関する事

- ◎ 温室効果ガスの計画的な削減を進めます。(自動車地球温暖化対策計画書制度の導入)
- ◎ 公共交通の利便性の向上を図ります。
- ◎ 便利で暮らしやすいまちづくりを推進します。(電気自動車等を活用した協創事業)

- 5 エネルギーに関する事

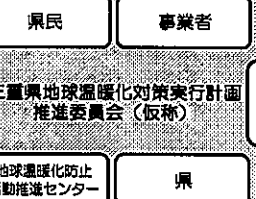
- ◎ 再生可能エネルギーの普及を促進します。(太陽光発電、風力発電等)
- ◎ 木質バイオマスの利用を促進します。(木材チップや木質ペレットとして利用を促進)

- 6 森林の保全に関する事

- ◎ 森林整備を推進します。
- ◎ 様々な主体による森林づくりを促進します。(企業の森、森林CO₂吸収量評価認証制度等)

◎ 進捗状況の把握
排出量の算定

進行管理



◎ 評価・課題の抽出
◎ 新たな施策の検討

目指す将来像

あるべき姿・理念

低炭素社会の実現

将来ビジョン

新しい豊かなくらし

みんなで取り組む
エコなまちづくり

低炭素なものづくり

温室効果ガス削減の効果はありますが、温暖化は徐々に進行しています

気候変動への適応についても実施・・・影響の予測と「適応策」の試行